

提出期限は1月31日です

平成29年度 償却資産(固定資産税)申告のお願い

問い合わせ先

税務課資産税係

(32)3126

工場・商店・農業などを経営している、アパートを貸している、太陽光発電施設(家庭用を除く)を設置したなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。

申告の対象となる償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいい、次の6種類の事業用資産です。

- ① 駐車場・鉄塔など(構築物)
- ② 旋盤・動力配線設備など(機械および装置)
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 大型特殊自動車など(車両および運搬具)
- ⑥ 測定工具・机・椅子など(工具・器具・備品)

原則として申告の対象にならないもの

- 土地・建物
- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満で、法人税・所得税の申告上、一時損金または必要経費に算入される資産
- 取得金額が20万円未満で、法人税・所得税の申告上、3年間で一括し均等償却される資産
- 自動車税や軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・ナンバーのあるトラクターなど

申告の方法

前年度申告をされた方
町から12月中旬頃に申告書を送付します。平成28年1月1日から同年12月末日までに増加・減少した資産、

または修正を必要とする資産の申告書を提出してください。

新規に申告される方

申告書は役場税務課にありますので、ご来庁ください。また、ご連絡いただければ送付致します。

全資産を種類別明細書に記入して申告してください。

なお、事業を行っていないでも、申告する資産がない場合には、申告書の備考欄に「該当資産なし」と、明記して申告してください。

電算処理で申告される方

事業所独自に申告書を作成される場合は、平成29年1月1日現在の全資産を申告してください。

提出期限

申告書の提出期限は、地方税法第383条で1月31日と定められています。

申告書がお手元に届きましたら、必要事項を記入の上、お早めに税務課へ提出してください。

平成28年中に家屋を取り壊した皆さんは届出を

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。

家屋の新築等に伴い、平成28年中に家屋を取り壊し(一部取り壊しも含む)、家屋滅失登記をしてない方で、『家屋取壊届出書』を提出されていない場合は、至急税務課資産税係まで提出してください。

『家屋取壊届出書』を提出していたかないと、引き続き固定資産税が課税されます。必ず届出をしてください。なお、課税対象家屋は、4月に納税通知書と一緒に送付した「課税明細書」により確認ができます。

所有者が亡くなったときは

所有者が亡くなった場合には、『相続人代表者指定届出書』の提出により相続登記を完了されるまでの間、固定資産税等の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する相続人の代表者を指定願います。

平成28年分 青色申告決算等説明会を開催します

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、説明会を次のとおり開催します。

説明会で使用する資料は、当日会場で配付し、講師は税務署職員(または税務署が依頼した税理士)が行います。
なお、会場の所在地などは、関東信越国税局のホームページにも掲載されますので、併せてご覧ください。

1 営業・不動産所得関係

開催月日	時 間	会 場	対象地区
12月1日(木)	午後2時～4時	佐久市佐久平交流センター (佐久市佐久平駅南4-1)	佐久市(佐久地区)
12月5日(月)	午後2時～4時	小諸市文化センター第一講義室 (小諸市甲1275-2)	小諸市・御代田町
12月8日(木)	午後2時～4時	軽井沢町商工会館 (軽井沢町中軽井沢9-3)	軽井沢町

2 農業所得関係

開催月日	時 間	会 場	対象地区
12月1日(木)	午前10時～12時	佐久市佐久平交流センター (佐久市佐久平駅南4-1)	全市町村

※各会場とも、駐車場のスペースに限りがあります。

※対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

ご注意ください！ 記帳・帳簿等の保存制度

平成26年1月から、事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)に、記帳・帳簿等の保存が必要となりました。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 佐久税務署(担当部門:個人課税第一部門) 電話 0267(67)3460(代表)

※ 自動音声案内に従い「2」をお選びください。

農地の課税が変わります

農地法、地方税法等の改正により、平成29年度から農地に対する固定資産税の増額・軽減が行われます。

対象となる農地は、各条件に該当する農地です。

○増額となる対象農地

平成27年度に農業委員会が実施した遊休農地利用意向調査の結果、改善策(自作、貸借、農地中間管理機構※)への貸付意思等をとらず、遊休農地の状況が継続される場合に行われる「農地中間管理機構との協議の勧告」を受けた農地が対象となります(ただし、森林の様相など農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地判断した場合は対象外です)。なお、勧告を受けた後、遊休農地が解消された場合や農地中間管理機構が借り入れた場合等においては、勧告が撤回され、翌年度以降の税増額は解除されます。

※農地中間管理機構とは、市町村等と連携して農地の貸し借りなどの事業(農地中間管理事業)を行う公的機関です。

○対象農地になった場合、いくら増額されるのか?

対象となる遊休農地は、一般農地に適用されている軽減措置がなくなり、固定資産税額が約1.8倍になります。

一般農地との比較例

	一般農地	遊休農地
単 価	50円/㎡	50円/㎡
面 積	1,000㎡	1,000㎡
補正率	0.55	なし
評価額	27,500円	50,000円
税 額	385円	700円

増額になると
税額が約1.8倍に!

○軽減となる対象農地

農地中間管理機構に、所有する全農地(10アール未満の自作地を残すことは可)を新たに貸付けた場合に対象となります。対象となるのは、10年以上貸付けた場合で、貸付期間に応じて軽減期間が異なり、期間中の固定資産税額が2分の1になります。

貸付期間と軽減期間

機構への 貸付期間	固定資産税 軽 減 期 間
15年以上	5年間
10年以上 15年未満	3年間

○問い合わせ先 課税に関する 税務課資産税係

農地に関する
産業経済課農政係

(32)3113

(32)3126